

石綿による環境汚染・健康障害をなくそう！

— そのためにすること一覧 —



レベル1 (発じん性が著しく高い)	レベル2 (発じん性が高い)	レベル3 (発じん性が比較的低い)
<p>吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール ひる石吹付け パーライト吹付け</p>	<p>耐火被覆板 (ケイカル板2種) 断熱材 (煙突、屋根折版) 保温材</p>	<p>スレート Pタイル サイディング</p> <p>石綿含有岩綿吸音板 ケイカル板1種 石綿セメント板</p>

事前の 手続き等	事前調査の実施・結果保管 (40年保管) <石綿則第3条>		
	作業計画の作成・周知 <石綿則第4条>	○	○
「工事計画届」 (14日前までに労働基準監督署長宛て提出) <安衛法第88条第4項>	○	○	○
「特定粉じん排出等作業届出書」 (14日前までに都道府県知事宛て提出) <大防法第18条の15>	○	○	○
「建築物解体等作業届」 (作業前に労働基準監督署長宛て提出) <石綿則第5条>	○	○	○

作業員の 健康を守る ために	特別教育の実施 (対象：解体等作業従事者全員) <石綿則第27条>		
	石綿作業主任者の選任 <石綿則第19条>	○	○
健康診断の実施、記録の40年保管 <石綿則第40条、第41条>	○	○	○
保護具 <石綿則第14条>	<p>エアラインマスク 電動ファン付マスク 全面形防じんマスク (フィルタ区分3)</p>	<p>全面形・半面形マスク (フィルタ区分3)</p>	<p>半面形マスク (フィルタ区分3/2)</p>
保護衣・作業衣 <石綿則第14条>	保護衣 (使い捨て)	保護衣	保護衣/作業衣

石綿粉じんを 飛散させない ために	「解体等作業に関するお知らせ」の掲示 (周辺住民から見やすい位置) <大防則第16条の4、基安発第0802001号通達 (平成17年)>		
	立入禁止の掲示、飲食喫煙禁止の掲示、有害性等の掲示 <石綿則第15条、第33条、第34条>	○	○
休憩室の設置、洗顔/洗身/うがい設備の設置、更衣設備の設置、洗濯設備の設置 <石綿則第28条、第31条>	○	○	○
作業方法 <石綿則第13条>	<p>隔離養生 <石綿則第6条、大防則第16条の4> 前室の設置 <大防則第16条の4> HEPAフィルタ付き負圧除じん機/真空掃除機の設置 <石綿則第12条、大防則第16条の4></p>	<p>手作業</p>	<p>手作業</p>
石綿含有建材の湿潤化 <石綿則第13条>	(薬液等) <大防則第16条の4>	(薬液等) <大防則第16条の4>	○
作業場の清掃 (毎日) <石綿則第30条>	(特に隔離養生撤去前)	(特に隔離養生撤去前)	○

廃棄物の 適正処理	特別管理産業廃棄物 (廃石綿等) <廃棄物処理法第1条の2>		
	廃棄物の種類 <廃棄物処理法第12条の2、第12条の3>	2重梱包/コンクリート固化し 溶融/無害化又は管理型/遮断型埋立処分 <廃棄物処理法第6条の5、石綿則第32条>	石綿含有産業廃棄物 (がれき類、ガラス・コンクリート陶磁器くず 廃プラスチック類等) <廃棄物処理法第2条、廃棄物処理法第7条の2の3>
廃棄物処理方法 (廃棄物処理業者に処理委託する場合は 処理委託契約締結・マニフェスト管理等)	無害化又は埋立処分 (処理委託契約書・マニフェストに 「石綿含有産業廃棄物」と明記) <廃棄物処理法第6条、廃棄物処理法第8条の20、廃棄物処理法第10条の7>		
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 事前通知、帳簿備付 <廃棄物処理法第12条の2>	○	○	

記録等	作業環境測定及び記録の40年保管 (常時取扱う屋内作業場、6ヶ月以内ごとに1回) <石綿則第36条、労働省告示第46号 (昭和51年)、労働省告示第79号 (昭和63年)、基発第03331017号 (平成17年)>		
	作業の記録及び40年保管 <石綿則第35条>	○	○

※1 黒字は法令上の義務付け事項、青字は通知・マニュアル等での指導事項
 ※2 安衛法：労働安全衛生法、石綿則：石綿障害予防規則、大防法(則)：大気汚染防止法(施行規則)、廃棄物処理法(令・則)：廃棄物の処理及び清掃に関する法律(施行令・施行規則)